

第 7 次鴻巣市総合振興計画策定業務 仕様書

1. 業務名称

第 7 次鴻巣市総合振興計画策定業務

2. 業務目的

本市の最上位計画であり、行政運営の基礎となっている「第 6 次鴻巣市総合振興計画」が令和 8 年度に 10 年間の計画期間を終えることから、令和 9 年度を始期とする「第 7 次鴻巣市総合振興計画」の策定を行う必要がある。この策定に当たり、円滑に作業が進められるよう必要な支援等を行うことを業務目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日まで

4. 事業費限度額

総額 24,353 千円（消費税及び地方消費税額含む）

内訳 令和 7 年度 10,933 千円

令和 8 年度 13,420 千円

5. 総合振興計画の策定について

（1）策定の根拠

平成 24 年 10 月 1 日に施行した「鴻巣市自治基本条例」第 18 条に基づき、まちづくりの理念や方向性を示す基本構想を策定することとしており、総合振興計画は、基本構想を含む市の行財政運営の最上位計画として、市が実施するすべての施策や事業の指針となるものである。

鴻巣市自治基本条例

（基本構想）

第 18 条 市は、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本構想を策定しなければならない。

（2）第 7 次鴻巣市総合振興計画の構成及び期間

計画の構成と期間については以下を基本とする。但し、事業者の提案内容や策定過程の中で発注者が変更を認めた場合はこの限りではない。

- ① 序段：鴻巣市を取り巻く環境・情勢
- ② 基本構想：10 年
- ③ 基本計画：5 年（前・後期）※後期は本業務委託に含まない
- ④ 実施計画：3 年（毎年度見直し）※本業務委託に含まない

6. 関連計画の策定について

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略

国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の基本的な考え方や施策の方向等を勘案し、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき策定した「第2期鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和8年度に計画期間を終えることから、令和9年度を始期とする5か年の「第3期鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を5(2)③の前期基本計画と連動する形で策定する。但し、前期基本計画と重複する部分は引用することで省略することとし、それ以外の構成は第2期計画を踏襲とするが、事業者の提案内容や策定過程の中で発注者が変更を認めた場合はこの限りではない。

(2) 国土強靱化地域計画

国が策定した「国土強靱化基本計画」を勘案し、国土強靱化基本法第13条に基づき策定した「鴻巣市国土強靱化地域計画」について、第1版が令和8年度に計画期間を終えることから、令和9年度を始期とする5か年の「第2版鴻巣市国土強靱化地域計画」を5(2)③の前期基本計画と連動する形で策定する。但し、前期基本計画と重複する部分は引用することで省略することとし、それ以外の構成は第1版計画を踏襲とするが、事業者の提案内容や策定過程の中で発注者が変更を認めた場合はこの限りではない。

7. 業務内容

5及び6に示した計画の策定に対し、成果として求める最低限の仕様は次のとおりとする。但し、事業者の提案内容や策定過程の中で発注者が変更を認めた場合はこの限りではない。

(1) 第6次鴻巣市総合振興計画の検証・分析

現行の第6次総合振興計画の施策・基本事業ごとの取組内容や目標の達成状況を検証・分析したうえで、今後の課題等を整理する。

(2) 社会・経済情勢の動向、時代の潮流及び本市の現況等に係る情報の収集・分析

国際情勢及び国内の社会・経済等に関する各種データを収集・分析し、本市を取り巻く社会・経済情勢の動向や時代の潮流等を整理する。また、本市の基礎データ（人口動態、産業、都市基盤、教育、財政等の各分野の状況）を整理・把握し、データから見る本市の特徴を分析するとともに、国勢調査結果や国立社会保障・人口問題研究所の推計等を踏まえた将来人口の推計を行う。なお、活用するデータについては、出典及び加工内容を明確にするとともに、策定後もRESAS等で継続して把握できるものとする。

(3) アンケート調査の実施と報告書の作成

基礎調査として、以下のアンケート調査を実施し分析・報告を行う。

- ・実施形態 郵送による依頼（回答はWEB方式も可）
- ・通数 2,000通（回収率見込み：約40%）
- ・対象条件及び調査内容は受注者による提案を基本とし、発注者と協議の上決定する。
- ・業務の役割及び費用の分担は以下の通り。

発注者	受注者
対象者の抽出及び宛名ラベル作成	調査票・封筒（送付用・回答用）の作成

回収アンケートの開封・受注者への引渡し (受注者による直接回収も可とする)	封入・封緘・宛名ラベル貼付 発送・回収に係る経費 回収アンケートのデータ化(自由記述欄含) 単純集計・クロス集計 調査結果の分析 結果報告書の作成
--	--

(4) 市民ワークショップ実施支援

基本構想で描く市の将来像等を市民とともに検討するため、ワークショップ(最少3回)を実施する。実施に際して、必要な支援(企画提案・資料作成・ファシリテーターの配置等)を行うとともに、計画への反映について発注者と協議を行う。なお、実施は令和7年度を想定する。

(5) 会議体の運営支援

- ・附属機関の会議(8回程度)に出席し、運営支援(資料等や議事録要旨の作成等)を行う。
- ・市の検討会議等への支援(資料の作成・助言等)を行う。

(6) 基本構想案の作成

(1)～(5)の内容を踏まえ、発注者と協議の上、基本構想案を作成する。なお、素案については、令和7年度内に作成すること。

(7) 基本計画案の作成

(1)～(6)の内容を踏まえ、発注者と協議の上、前期基本計画案を作成する。

(8) まち・ひと・しごと創生総合戦略案の作成

(1)～(7)の内容を踏まえ、発注者と協議の上、まち・ひと・しごと創生総合戦略案を作成する。

(9) 国土強靱化地域計画案の作成

(1)～(7)の内容を踏まえ、発注者と協議の上、国土強靱化地域計画案を作成する。

(10) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントを実施する際の支援(アドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映検討等)を行う。

(11) 行政評価の制度設計

計画期間における進捗評価について、計画の達成に向けた事業の見直しをロジカルに判断する手法についての具体的な提案を行う。

(12) 打合せ協議等

本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間時(3回程度)、成果品納品時の計5回程度を基本とし、対面にて実施するものとする。

ただし、中間時の打合せ協議については、予め発注者が承認した場合、オンラインによる実施も認めるものとする。

(13) 概要版の作成

確定した基本構想及び基本計画を踏まえ、計画内容を要約した概要版を作成する。

(14) 計画書のデータの作成

以下の計画書について、データの作成を行う。

	内 容	想定ページ数
1	第7次鴻巣市総合振興計画（基本構想・前期基本計画） 第3期鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2版鴻巣市国土強靱化地域計画	170～200
2	第7次鴻巣市総合振興計画（基本構想・前期基本計画）概要版	10

(15) システムインポート用データの作成

施策体系や成果指標等に係るシステムインポート用データを作成する。

(16) その他計画策定全般に係る助言・支援

8. 委託料の支払い

令和7年度に実施した業務については、当該業務の完了後に中間検査を行い、検査に合格したときは業務委託料の支払を請求することができるものとする。ただし、令和7年度分の支払上限は、4で示した令和7年度の限度額を超えないものとする。

9. 成果品

本業務委託の成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務委託報告書： 正副各1部、電子データ

業務内容、議事録等をまとめた報告書

- (2) 7. (14) の1及び2に係るデータ（電子データ及び公開用PDF）

※電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能な電子データを原則とし、作図などで他のデータ形式を用いる場合には、発注者の了解を得るものとする。

- (3) 7. (15) のシステムインポート用データ（様式は別途指定する）

- (4) その他、協議の上必要とするもの

10. その他

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、「11. 担当部署」と緊密に連絡調整を行わなければならない。

- (2) 策定業務の遂行上必要な資料で、発注者が所有する提供可能な資料については貸与する。
また、依頼による他団体等の必要資料の収集についても、できる限りの協力を行うものとする。
但し、速やかに返却すると共に、取り扱いに十分注意すること。

- (3) 成果品納入後に発生した、受託者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- (4) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び発注者から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に公開・提供してはならない。
- (5) 成果品に文献資料を引用する際は、著作権侵害等の問題を起こさないよう、しかるべき処理をしたうえで、その文献・資料等の名称を明記するものとする。
- (6) 鴻巣市個人情報保護条例（平成17年条例第148号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。
- (7) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、発注者に帰属するものとする。また受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。
- (8) 受注者は、本業務の実施に当たり、関係する法令、規則、細則、通知等を遵守するとともに、本市の関連計画等を踏まえ、業務の円滑な推進を図るものとする。
- (9) 国による地方創生の取組など、関係省庁や埼玉県などによる各種会議等の動向を把握し、適宜、その内容を業務に反映させるものとする。
- (10) 策定に関する経費は、原則受託者の負担とする。但し、会議等の会場借上料、食糧費、委員等の交通費・謝礼については、発注者の負担とする。
- (11) その他、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

1 1. 担当部署

鴻巣市 市長政策室 総合政策課 企画担当

所在地：〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

電話番号：048-541-1321（内線2236・2238）

ファックス：048-543-5480

E-mail：sogoseisaku@city.kunosu.saitama.jp